

保守点検に関する業務等

1 電気設備保守管理

<p>点検回数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月次点検 毎月 1 回</li> <li>・年次点検 年 1 回</li> </ul> <p>その他、事故・故障の発生時又は発生のおそれがあると判断した場合、状況に応じて点検する</p>
<p>対象機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要設備 設備容量 1,300kVA 受電電圧 6,600V</li> <li>・非常用予備発電装置 原動機の種類 ディーゼル 出力 250kW 電圧 210V</li> </ul>
<p>業務内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気工作物の設置または変更の工事について設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行う。</li> <li>・電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、当該工作物の巡視、点検及び試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、又は適合しない恐れがあるときは必要な指示又は助言を行う。</li> <li>・電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類について、手続きの指導を行う。</li> <li>・事故・故障の発生、又は発生する恐れのある連絡を受けた場合は次の対応を行う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現状を確認し、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。</li> <li>② 事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。</li> <li>③ 事故・故障の原因が判明した場合は、再発させないための対策について助言を行う。</li> <li>④ 電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告するよう指示を行う。</li> </ol> </li> <li>・電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査に立ち会う。</li> </ul>

### 2-1 空冷ヒートポンプ型空調機

点検回数	年2回
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器本体の振動、異音等の点検</li> <li>・圧縮機関係点検及び測定</li> <li>・送風機関係点検</li> </ul>
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動機、安全装置の点検と測定</li> <li>・冷媒漏れ点検</li> <li>・フィルターの水洗い清掃</li> </ul>

### 2-2 空冷ヒートポンプチラーユニット

点検回数	年2回
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器本体の振動、異音等の点検</li> <li>・圧縮機関係点検及び測定</li> <li>・電動機、安全装置の点検と測定</li> <li>・高圧、低圧遮断装置の作動点検</li> <li>・夏-冬-夏切換え業務</li> </ul>
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送風機関係点検</li> <li>・冷媒漏れ点検</li> <li>・キャビネット、ドレン板等点検</li> <li>・断熱材の剥離、劣化等点検</li> </ul>

### 2-3 冷温水ポンプ

点検回数	年2回
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電動機関係の点検と測定</li> </ul>
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器本体の振動、異音等の点検</li> <li>・基礎、防振装置等の点検</li> <li>・軸受け、グランド部分漏れ点検</li> <li>・外観、発錆状況の点検</li> </ul>

### 2-4 全熱交換機

点検回数	年2回
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動・騒音等の点検</li> <li>・プレフィルターの清掃</li> </ul>
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回転部の点検</li> <li>・電気系統の点検</li> <li>・ロスナイエレメントの点検</li> </ul>



## 2-9 フロン排出抑制法簡易点検（空調機全台）

点検回数	年 4 回
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品外観の損傷点検</li> <li>・ 異音・異常振動の点検</li> <li>・ 室外機の油にじみ点検</li> <li>・ 室外機の腐食・錆等点検</li> </ul>

## 3 エレベータ保守業務

点検回数	毎月 1 回
名 称	東芝製乗用ロープ式エレベータ 1 基 大澤製乗用ロープ式エレベータ 1 基
点検内容	<p>・ 次の項目について、点検、調整、給油、清掃並びに材料及び部品の取替えを行う</p> <p>電動発電機、巻上機、調速機及び張り車負担平衡装置、位置知らせ操作器及び信号操作器、受動盤、制御盤、起動盤、信号リレー盤、昇降路関係、乗場戸閉仕掛、乗場位置知らせ、乗場押釦、戸閉機械、引外し装置、籠戸閉仕掛、籠上及び下各機器、籠関係、その他運行機能に関する修理工事</p> <p>※ただし、意匠部分（三方枠、昇降かご、かご床タイヤ、敷居、操作盤、ドア、その他）の塗装、メッキ直し、修理及び部品取替、電動巻上機、制御盤等の機器の一式取替は含まない</p> <p>・ 遠隔監視及び遠隔点検サービス</p> <p>遠隔監視サービスによりエレベータの正常かつ良好な状態にあることを監視及び点検し、その機能を維持させる</p>

## その他保守点検業務

### 1 汚・雑排水合併水槽清掃

点検内容	運転圧力値、運転電流測定、運転電圧測定、モーター絶縁測定、操作盤、異音・振動損傷・発錆状態、配管等のラッキング、塗装、サーマルリレー、表示灯、ポンプ室の状態
実施方法	槽内（スクリーン部）壁面・床面については、高圧洗浄機使用による洗浄とする。 ポンプ槽内に関しては、攪拌し希釈洗浄とする。

### 2 給水衛生設備清掃及び点検業務

点検内容	上水用受水槽・給湯用受水槽 高置水槽内清掃作業及び保守点検
実施方法	槽内・壁面・床面・天井の清掃は、専用器具・薬品・高圧洗浄機によるものとする。

### 3 害虫駆除・防除委託業務

業務内容	感染症を引き起こす病原体を媒介、伝播する衛生害虫の駆除と防除（ゴキブリ、ねずみ等）
消毒施工場所	指定箇所全域 2,693 m <sup>2</sup> 厨房食堂施設 617 m <sup>2</sup>
業務実施回数	指定箇所全域 2回/年以上 厨房食堂施設 4回/年以上 効果測定 4回/年以上

### 3 消防用設備等点検業務

点検回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防用設備等点検</li> <li style="padding-left: 20px;">機器点検 6ヶ月以内ごとに1回</li> <li style="padding-left: 20px;">総合点検 1年以内ごとに1回</li> <li>・ 防火対象物定期点検</li> <li style="padding-left: 20px;">定期点検 1年に1回</li> </ul>
対象項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防用設備等</li> <li style="padding-left: 20px;">消火器、簡易消化用具、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報器具及び設備、非難器具、誘導灯及び誘導標識、配線</li> <li>・ 防火対象物</li> </ul>
点検内容	消防法令等の定めに従って点検等を行う